

# 薬害肝炎訴訟を支援する会

## <東京ニュース>

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24-2 長井ビル3階 オアシス法律事務所  
TEL: 03-5363-0138 / FAX: 03-5363-0139 / Mail: [kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp](mailto:kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp)



↑9月28日、大阪で開かれた  
謝罪集会にて。田辺三菱製薬、  
ベネシスの両社長を前にして  
険しい表情の原告ら。

イラストレーション／たけだけい

# これからが薬害肝炎第3幕

鈴木 利廣（薬害肝炎全国弁護団代表）

2002年に始まった薬害肝炎訴訟は、被害救済と薬害防止を掲げて、2006年6月から2007年9月の間に大阪、福岡、東京、名古屋、仙台の各地裁判決が言い渡されました（第1幕）。これら判決を武器として、社会問題化、政治問題化の運動につなげ、2008年1月11日救済法制定、1月15日国との基本合意締結に至りました（第2幕）。国との基本合意では、救済法による個別救済の促進、恒久対策、検証・再発防止が約束されました。

ここから先が第3幕です。すなわち基本合意に基づく約束の実行を求めて3月24日、8月1日、9月9日と厚生労働大臣との協議を行い、その前進を図ってきました。その到達点として、国は以下のことを原告団に約束し、その実行に着手しました。

被害者への告知を徹底するために、医療機関への職員派遣による指導等を行う（すでに実施が始まり、原告数は1200名を超えた）。

肝炎基本立法の制定、医療費助成（インターフェロン72週投与も含めて）、肝硬変・肝癌患者への身体障害者認定について、それぞれ努力する（4月1日から医療費助成が始まり、その余の問題についても検討が開始）。

検証再発防止委員会を2008年5月から2009年3月までの予定で実施する（すでに開始）。

第3幕で最も重要かつ難題は肝炎基本立法の制定です。与野党ねじれ国会において、国会に上程された与党法案が継続審議とされ、民主党法案が廃案とされました。国の責任を踏まえ、350万人に及ぶすべてのウイルス性肝炎患者が安心して治療に専念できる支援を実現するための施策の土台たる基本法を勝ち取らなければなりません。

原告団は肝炎患者会や予防接種B型肝炎訴訟原告団とも協力しながら、国民的運動を展開する所存です。今秋から来年の通常国会会期中を通して、「肝炎基本立法の制定を！」と呼びかけた街頭キャンペーン、各地集会づくり、署名等にご支援をお願いいたします。

なお、被告企業との基本合意については、9月28日に田辺三菱製薬及びベネシスとの間で締結され、また年内にも日本製薬との間での締結に向けて努力中です。企業に対する新たな交渉の始まりです。

# 原告より

## 平成 20 年 9 月 28 日までの思いと姉の無念

泉 祐子（東京原告 13 番【遺族 妹】）

平成 15 年 6 月 12 日、姉は亡くなった。この日からずっとしこりのように、胸につかえていた思い、その思いを陳述する機会を与えていただいた。田辺三菱製薬株式会社と株式会社ベネシスとの和解、基本合意書締結のための謝罪集会の場である。

目の前で話されている葉山・島両代表取締役社長の謝罪の音がなぜか遠い……。どうした事か。判らない。小さくて、ずっと遠い先で読み上げているような声だ。

そのあと、私は意見を述べさせていただいた。

帰りに会場を後にする時、お名前も知らない原告さんが握手を求めてこられた。私の手を握り、「よく、言ってくさった。本当に自分の思いをそのまま話してくさった。ありがとう」と言われ、頭を下げられた。おそらくご遺族の方ではなかつたらうか。その時、ようやく、遠くに聞こえた二人の代表者の声の意味がわかったような気がした。彼らは、1964 年のフィブリノゲン製剤の販売当事からずっと、この薬の実態を知っていたという数々の裏づけがある事を知っている。そう、後ろめたいのであろう。

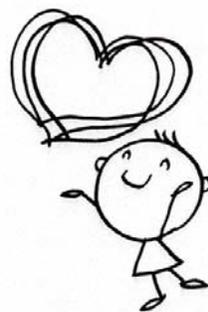
遺族は、謝罪をされるよりも、本人に生きていてほしかったのだ。亡くなった原告はみんな、生きたかったのだ。無念である。せめて法の下で裁きたかった。その思いを私は【なかつたことにはさせません】【やつたことは消せません】と表し、意見を述べたのだ。

両社長の謝罪の言葉は空虚であつた。原告団代表の山口美智子さんは【本当にわかっているとはおもえない】と厳しく二人の社長に言い放つた。

私の胸につかえていたしこりはこの日、消えはしなかつた。なぜ、これらの事件をこれほどまで拡大させたか、その真相を再発防止のため検証する役目が残っている。支援の皆様にもう少しの間お力を貸していただければよいお願いするとともに、世論の方々への感謝の気持ちを含め、その役目を遂行していきたい。

同じ薬害が起きない制度作りの礎となるため、お姉さんはまだ、私を休ませてはくれない。

# 原告より



## 多くの人との繋がりが後押ししてくれた『心の叫び』

小林邦丘（九州原告）

「人の命や人生が、どれだけ尊いか……！」

被告企業との和解の席で、私は思わず発言をしていました。予定にはなかった発言です。

私は現在、春から始まった IFN の助成制度を利用して治療させてもらっています。

なぜ、和解の席で、あの言葉がこぼれ落ちたのか……。

私は 2003 年に訴訟に参加してから、同じ病で同じように苦しんでいる患者さんがいることを知りました。私は運良く訴訟に参加でき、薬害だと認められましたが、多くの方が罹患した原因がわからず、苦しんでいることを、訴訟を通じて知ることができました。以来、見えない被害を感じ、伝え、人と人を繋ぐ事が私に出来ることだと思い、数年間を過ごしてきました。そして、支援の方と患者さんや学生さん、患者さん、マスコミ、弁護士、医療従事者の方々などなど、さまざまな立場の方々と繋がることが、解決への大きなうねりとなったと思っています。それが私の出来る唯一のことであったとも思っています。

ですからあの発言は、あの場に居合やすことの出来なかった人たち、原告になれなかった患者さんたちの『心の叫び』が背中を押してくれ、こぼれ落ちた言葉のような気がしています。

少しでもどなたかの気持ちの代弁が出来たのなら良かったと思います。

シナリオなどももちろんありません。誰かから指示されたことでもなく、考えられた言葉でもありません。

数年間のみなさんとの繋がりが私に勇気を与えてくれ、最後に背中を押してくれたのです。治療中の今の自分には精一杯の発言だったと思っています。

みなさまこれからも、肝炎施策に尽力しますので、ご支援よろしくお願いします。

# 原告より

## 謝罪集会を終えて

東京原告 24 番 北海道在住

2008年9月28日、やっと製薬企業の謝罪が行われることになった。

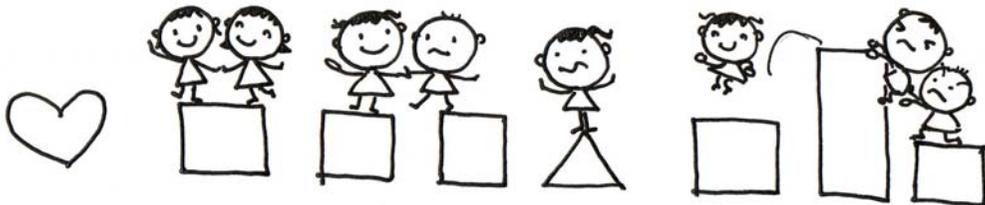
2006年4月28日に原告になり、国とは和解し製薬企業との和解で、自分の中では一つのけじめの日だと、そう思い空路大阪入り謝罪の会場へ。心からの謝罪を期待し席に着いた。大勢のメディア。一斉にたかれるフラッシュ。その中で葉山社長の謝罪の言葉のなんと簡単で薄っぺらなことが 私の心は凍った。

原告6人の話を聞いて皆それぞれの思いの中泣いた…。 もっと早くに原告と会って話を聞いて欲しかった。パフォーマンスだけの謝罪なんて望んでいない。

この薬害で どれほど泣いたのだろう... 二度と戻らない命を奪われ、子育ての時間を奪われ、健康を奪われ、家族を巻き込み病院に通う日々。 たった一つの薬のせいだ。

人の命をなんだと思っているのか もう二度と薬害で苦しむことがないよう 泣くことがないよう利益のみを求めないよう 肝に命じ薬を造ってほしい。

TV 新聞等で取り上げられ よかったよかったなんて思えない...本当は心からバンザイをしたかった 笑って帰ってきたかった。 訴訟としては幕があり、第二幕が始まっている。 自分にできることを自分らしくやっていけたらと思っている。



# 弁護士より

↓田辺三菱製薬、ベネシスとの謝罪集会後、場所を移しての記者会見の様子。



## 田辺三菱製薬らとの基本合意締結・謝罪集会の意義

山西美明（大阪弁護士会事務局長）

提訴から6年、2008年9月28日、ようやく加害企業である田辺三菱製薬ら（当時はミドリ十字）との基本合意が成立し、謝罪集会が行われました。田辺三菱製薬社長らの「お詫び」「決意」の表明が、形式的で抽象的な内容に過ぎなかったことで、多くの原告の皆さんが、心が晴れず、怒りが込みあげてくる思いであったと思います。

しかし、今一度、この「基本合意・謝罪集会」に至るまでの経過とその意義を確認し、加害企業に対し、今後何を追求し、獲得していくのかということをはっきりと示しておくことが重要だと思います。

## 1. 「基本合意・謝罪集会」に至るまでの経過

薬害肝炎は、昨年12月、原告らの闘いの結果、当時の福田首相の政治決断により、司法の限界を超えた内容（時期、製剤による線引きなしで全員一律救済）の議員立法が提案され、本年1月に救済法が成立しました。そして、国との間において基本合意が締結され、福田総理及び舛添厚生労働大臣が謝罪しました。しかし、これは、第1的責任を負うべき製薬企業を取り残したままの解決でした。

今後、製薬企業と基本合意するにあたって、国との基本合意に劣る内容であってはならないのはもちろんのこと、企業が第一次的責任を負う以上、さらに踏み込んだ内容の基本合意でなければならなかったのです。

国との間で基本合意が成立した後、直ちに、田辺三菱製薬らの代理人との間で、基本合意の締結に向けた折衝に入りました。予想どおり、相手方から出てきた提案は、国との基本合意の内容を一步たりとも踏み出さないものでした。全国原告団会議や各地の原告団会議を繰り返しながら、原告団としての提案を投げかけました。1月から6月にかけて、10回にわたる代理人間における協議を繰り返すも、事態を打開することはできませんでした。

6月22日の大阪で開催された全国原告団会議において、原告団の最終案が決定されました。この案を受諾させるべく、翌日に、原弁支による「企業モラルを正せ！抗議行動」を実行し、原告団代表による企業との直接交渉を行いました。

その結果、7月3日に、田辺三菱製薬らの代理人から、原告団案の基本合意内容にて取締役会の承認を経る旨の内諾の連絡がありました。

その後、7月13日の福岡で開催された全国原告団会議にて、原告団の勝ち取った「基本合意」内容について、再度、その意義を確認し、さらに、8月1日の東京での全国原告団会議にて、訴訟終結の方法について、「原告全員同じ方法による」ことを条件として、弁護団にその方法を一任する旨決議されました。

弁護団と田辺三菱製薬らの代理人との間で、さらに協議を繰り返し、弁護団から提案した「国との間で和解が成立した原告は、田辺三菱製薬らへの訴訟上の請求を放棄する。」という方法について、ようやくまとまり、9月13日の仙台での全国原告団会議で、その方法が了承されました。

9月19日には、田辺三菱製薬らが、基本合意の内容及び訴訟終結の方法について、取締役会の決議を経て、原告団の提案を正式に受諾しました。

こうした経過を経て、9月28日に、基本合意が締結され、田辺三菱製薬が、謝罪集会を開催し、社長が、原告らに、謝罪しました。

## 2. 「基本合意・謝罪集会」の意義

3つの意義を確認したいと思います。

第1は、原告団が、その内容を確定し、行動を提起し、直接交渉して勝ち取ったものであるということです。もちろん、支援の皆さんの応援、弁護団の準備も不可欠でした。しかし、最後に、勝ち取ったのは、原告団自らの意思と行動があったからに他なりません。

第2は、この薬害を長年放置したことによって、医療記録が廃棄され立証できない多くの被害者のいること、418リストに象徴されるように、感染被害情報を患者に十分伝えなかったことによって病状を進行させた被害者のいること、といった事実を踏まえて、「甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったこと」についての責任を認めさせ、謝罪と再発防止を誓わせたことです。この二つの事実を踏まえさせたところが、国との基本合意の内容よりさらに踏み込んだところであり、田辺三菱製薬らの抵抗を押しきって、原告団が自ら勝ち取った成果です。

第3は、今後の被害実態調査、検証会議への協力などのための継続協議を認めさせたところです。過去の薬害事件を振り返りますと、サリドマイド薬害事件は、企業との継続協議だけ獲得し、スモン、エイズ、ヤコブ薬害事件では、国との継続協議だけを獲得しました。薬害肝炎事件においては、国及び企業との継続協議とともに勝ち取ったのです。このことは、とりわけ、繰り返される薬害を断ち切るための真相究明、再発防止の実現にとって、大きな武器となります。

## 3. 今後の課題

原告の皆さんは、謝罪集会における田辺三菱製薬らの社長の対応について、形式的にすぎる、具体的提言がないと腹立たしく感じられたことでしょう。しかし、すでに確認しましたように、みなさんが勝ち取った成果は、非常に意義のあるものです。謝罪集会は、どうしても通らなければならない通過点なのです。

鈴木利廣全国弁護団代表が総括されたように、継続協議の場を通じて、対話を重ねることによって、真相を明らかにし、真の謝罪と実りある再発防止策を実現させることが、原告団・弁護団の課題であり目的です。

いよいよ第二幕（第三幕とのとらえ方もありますが）の開始です。

今後とも共に頑張りましょう！

# 支援者より

## 被害者の問題からそれぞれの問題へ

糸山 敏和（薬害肝炎訴訟を支援する会）

9月28日に、大阪で開催された謝罪集会に、労組の仲間たちとともに参加しました。過大な期待はしていなかったものの、形式だけの謝罪を目の当たりにすると、怒りよりも虚脱感に支配されたようでした。

もちろん、その気持ちは、原告の方々の方がもっと強かったことでしょう。それでも、懇親会などで明るく、力強く語られる姿を見ると、目先の現象に一喜一憂する自身が少し恥ずかしくなると同時に、原告の人たちはすべての肝炎患者の救済という目標に向かって今も歩き続けているのだと痛感しました。

形式だけとはいえ、謝罪は謝罪。当然、言ったことはやってもらわなければなりません。また、これまで発言や行動をしにくかった社員の人たちも、謝罪は社長が個人的にやったものではなく、会社として行ったのだということを感じ、人々の健康と幸せを願いかなえる本来の仕事に取り組んでいただきたいと思います。

そして、できれば、労働組合の人たちが闘ってほしいと思います。その時は、同じ働く仲間として全面的に支援していきます。

↓前方で行われる記者会見を見守る支援者たち。全国からかけつけた。（写真提供＝糸山敏和氏）



# 薬害肝炎・第2幕の闘いを支えよう

藤竿伊知郎（支援する会・東京 世話人）

薬害肝炎訴訟は、国との基本合意に基づく和解に続き、9月28日には田辺三菱製薬とも合意書をと리카わしました。日本製薬との確認書も準備中です。

これから提訴する方の訴訟を支援する課題は残されていますが、次の段階の支援活動が求められています。

支援する会で進めていた「ウイルス性肝炎患者の全面救済と薬害根絶を求める 要請書」署名と、被告企業製品の不買運動は終了します。

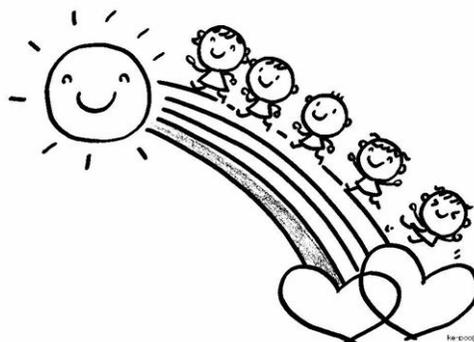
これから必要とされる課題をあげてみます。支援する会では12月20日(土)に、今後の活動を考えるミーティングを計画しています。参加いただき、ご意見をいただくことを期待しています。

まず第一は、薬害肝炎被害者に限らず全てのウイルス性肝炎患者が安心して治療を受けられる体制づくりの課題です。医療関係者の支援が大切です。また、患者会との連携も欠かせません。

第2は、薬害の原因解明と再発防止策の作成です。そのために「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」を見守っていくことが大切です。

第3は、提訴できる被害者を捜すことと、支援者をつないでいくことです。裁判を傍聴する機会がなくなったため、現在の課題をわかりやすく整理したリーフレットの作成を原告団・弁護団と一緒に考えます。

また、全国で1200名をこえた原告団のみなさんから、被害の実態を直接聞く機会を準備したいと考えています。



# インターフェロン治療記

浅倉美津子（東京原告）

1988年に二男を出産した際、フィブリノゲンを投与されC型肝炎に感染して、今年で20年が経った。今年1月に国と和解した後、4月に、感染して初めてインターフェロン（IFN）治療を始めた。昨年来の厳しい原告団活動ゆえか、肝機能を示す値は、三桁で数か月推移しており、CT検査の結果も重い慢性肝炎を示していた。主治医から「条件が整ったならば早急に治療を始めた方がいいですよ」と言われていた。副作用については、出方には個人差があると、私はそんなに心配していなかった。それよりも、一段落して治療ができるようになった事が嬉しくてたまらなかったのだ。

4月7日入院、翌日に肝生検、ほとんど痛みを感じる事なく済んだ。翌々日から1回目の投与、当初はリバビリン3錠から始める。しかし、ヘモグロビンの値が8台に下がり2錠に減量、その後も終了までヘモグロビンの値は上がらなかった。1回目投与後、熱は39に上がり、数年前インフルエンザに罹った時以来の高熱が出る。熱はそれ以来、一日たりとも平熱で過ごせた事がないくらい続き、微熱や高いときで38台まで出て、最後まで戦った副作用の一つだ。副作用は熱をはじめ、あらゆる形で出た。私の掛かり付けの病院は、先日亡くなられ、原告側証人にもなっていた飯野四朗先生が清川病院に移られる前にいらした病院で、IFN治療に関しても信頼できる病院だ。体調管理ノートを頂き、毎週投与する前に副作用の出た項目に患者がチェックして、主治医の許可をもらってから、投与するシステムがある。24の副作用項目中、治療が終わるまで20項目に該当する副作用があった。でも私は幸運だった。血液中のウイルスは1回の投与で、「検出されず」という結果が出たのだ。その後治療が終わる最後まで、検出ゼロが続いた。治療前、48週或いは72週投与の可能性もあると言われたが、「24週で大丈夫でしょう」と、お墨付きを頂き9月24日、6か月の治療を終えることができた。念のためあと半年、続けましょうと、言われても、私は肯かなかっただろう。それくらい、治療中は長くて暗いトンネルにいた。肉体的には、一步を踏み出すのもしんどいくらいの倦怠感、精神的にも、つまらない事でいらいらしたし、その後猛烈な自己嫌悪に襲われる。そんなこんなを繰り返していた。

原告の中には、ウィルスが消えず、何回も、又長期間にわたりIFN治療をしている方々がいて、非常に強い副作用に苦しめられている。その方々のことを思うと、改めて感染させられた事に憤りが湧いてくる。治療を終えた今、前にも増して肝炎患者の治療体制の確立、生活支援の体制を整えてもらうべく肝炎対策基本法の成立に原告団の一人として頑張らなければと思う。

# 書籍のご案内

長年にわたって薬害肝炎訴訟を支援してくださり、本年1月22日に逝去された天野秀雄さんと、奥様の天野聰子さんの闘病記録が出版されました。天野さんの病状・治療経過が克明に記録されています。天野さんは、350万人の肝臓病患者を死なせてはならないと、患者のための活動に奔走されました。支援者、原告のみなさん、患者さん、ぜひお読み下さい。

## 「C型肝炎では死なせない」

著者/訳者名：天野 秀雄 著、天野 聰子 編  
出版社名：杉並けやき出版（ISBN：978-4-434-12206-4）  
発行年月：2008年10月  
価格：1,365円（税込）

### 今後の予定

街頭宣伝・

支援会ミーティングのお知らせ

#### 【街頭宣伝】

11月29日（土）11時半～12時半

JR秋葉原駅周辺にて

集合場所：JR秋葉原駅中央改札口前

集合時間：11時30分

#### 【支援会ミーティング】

11月29日（土）

時間：13時～16時頃

場所：万世橋区民会館・3階和室

（千代田区外神田1-1-11）

JR秋葉原駅昭和通り口より 徒歩2分

### 振り込み口座

〔郵便振替口座〕

口座番号：00160-0-665642

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〔銀行口座〕

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店 普通貯金

口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

世話人 小松雅彦

---

入会およびその他当会に関するお問合せは、  
下記連絡先までご一報下さい。

**薬害肝炎訴訟を支援する会・東京**

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-24-2

長井ビル3階オアシス法律事務所内

TEL03-5363-0138/FAX03-5363-0139

[kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp](mailto:kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp)